

1 趣旨（事業概要）

・電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯に対して、1世帯当たり3万円を現金給付する。

2 背景

・令和5年3月28日、国は、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」を加えた「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」1兆2千億円を含む予備費の使用を閣議決定した。
・この交付金は住民税非課税世帯に対する給付を前提に交付限度額が設定されているが、北上市は、**住民税均等割のみ課税されている世帯**にも給付する。

3 支給対象世帯及び支給額等

(1) 基準日

令和5年6月1日

(2) 対象世帯

北上市に住民登録がある者のうち、令和5年度住民税均等割非課税世帯及び**住民税均等割のみ課税世帯**。ただし、次に掲げる者を除く。

- ①課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
- ②租税条約による免除適用の届出によって市民税均等割が課されていない者を含む世帯

(3) 対象世帯数

- ・令和5年度住民税均等割非課税世帯 8,000世帯（交付金活用）
- ・**令和5年度住民税均等割のみ課税世帯 2,000世帯（市単独）**

(4) 支給額及び支給方法

一世帯当たり30,000円を振込による現金支給とする。

4 事業費

（歳出）	
・人件費（報酬、保険料等）	2,042千円
・需用費（消耗品、印刷製本費）	1,000千円（非課税）
・ 需用費（消耗品、印刷製本費）	150千円（均等割のみ）
・役務費（通信運搬費、手数料）	4,163千円（非課税）
・ 役務費（通信運搬費、手数料）	1,088千円（均等割のみ）
・委託料（システム開発費）	2,200千円
・使用料（複合機）	330千円
・扶助費（非課税）	240,000千円（30千円×8,000世帯）
・ 扶助費（均等割のみ）	60,000千円（30千円×2,000世帯）
	合計 310,973千円
（財源）	
・交付金	249,735千円
・一般	61,238千円

5 事業スケジュール

- ・5月10日 市議会臨時会議（一般会計補正予算）
- ・5月下旬 実施要綱制定
- ・6月下旬 確認書郵送、申請受付開始
- ・7月中旬 給付開始
- ・10月31日 申請期限
- ・11月30日 事業完了